

# 鎌倉市立第二中学校いじめ防止基本方針

平成 30 年 4 月  
(平成 30 年 12 月改定)  
鎌倉市立第二中学校

## 【学校教育目標】

### (1) 心身ともに健康で人間性豊かな人（健康）

本校では思いやりの心を育むことを目指し、道徳教育を充実させるとともに読書活動・清掃活動等を通して豊かな心を育成することに取り組んでいます。また、今後も家庭と連携して基本的な生活習慣の確立・規範意識の醸成に努める共に、生命を大切にすることや、健やかな体を育てることが大切であると考えます。

### (2) ものごとを深く考え自他の立場を尊重できる人（思いやりの心）

一人ひとりの人権を尊重した教育を推進し、「自尊感情」を育てることが大切と考えます。本校では日々「自分の誇れるものを見つけよう」と生徒に指導していますが、自分自身に誇りを持ち、自分を価値のある存在ととらえる気持ちをもつことにより、人権意識を高め、それが他者を大切にすることにつながっていくと思われまます。また、自分を見つめ、自分自身をよく知れば、自分の価値観と他者の価値観との相違点や共通点を見いだすことができ、他者理解を深めることにもつながっていきます。教育活動の様々な場面で、自分を大切にすることを通して他人を認め思いやる心を育成することが重要です。

### (3) 知性、情操を豊かにし、主体的に対応する能力と実践力のある人（実践力）

今後ますます多様化する社会へ対応する力を養うためにも、主体的に自己実現を図る姿勢を育成することが必要です。主体性を育むためには、学校生活のあらゆる場面で、生徒の自発的・自主的な活動を尊重し、集団の一員としての役割と責任を自覚させ、望ましい集団生活が行えるよう導くことが大切です。そこには一人ひとりの個性を大切にしながら、生徒の心の成長を感じ取り、その成果を認め励ますという教師の暖かい眼差しが大切です。そうした他者からの啓発や共感の場を多くもたせることで、物の見方、感じ方、考え方を豊かに発達させることにも役立つと考えます。さらに、他者との共生を大切にしながら、自主性・主体性を備えた生徒を育成することにもなると考えます。

## 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの態様は次のようなものがあります。

#### \*心理的いじめ

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

#### \*物理的いじめ

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

## 【いじめに対する基本認識】（鎌倉市のいじめに対する基本認識）

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

## 【いじめ対策の基本理念】（鎌倉市のいじめ対策の基本理念）

- いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての児童生徒、保護者、教職員等学校関係者、その他すべての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組まなければならない。
- いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組まなければならない。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、子どもたちの周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、市、県および国が連携して取り組まなければならない。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものであり、すべての児童生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、すべての学校において、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組まなければならない。
- いじめは、子どもが所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、お互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていかなければならない。

### 1. 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人によって感じ方やとらえ方が異なるため、「いじめ」なのかどうかの判断は慎重に行われなければなりません。大切なことは、いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、教職員がチームとなって迅速に対応することです。いじめ問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」「早期解決」に取り組みます。

本校のすべての生徒にとって、安全で安心して生活できる場所であるためにも、教職員が情報を共有し取り組むとともに、関係機関や教育委員会との連携も密にし、生徒一人ひとりに対しチームで支援する体制づくりを進め、早期発見、早期解決に努め、「いじめのない学校」を目指します。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、全ての大人たちの問題とし

て取り組む必要があるため、日頃から地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めていきます。

(いじめの禁止)

本校では、いじめを禁止するとともに、いじめを放置しません。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組めます。

また、いじめが疑われる場合においても、適切かつ迅速にこれに対処し再発防止に努めます。

## 2. いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組

○体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を進めます。

○日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを学校全体で推進します。

○生徒が主体的に考えられるよう、日頃から分かる授業を心がけ、授業づくりに努めます。

○生徒会の活動などを通して、生徒自らがいじめ問題について学び、主体的に考え議論し、行動する機会を設けるよう努めます。

○学校関係者や地域の方等との連携を通して、教育活動における様々な場面で「いのちの大切さ」を学ぶ機会を設定していきます。

○いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。

○いじめ防止等の対策に関する取組を年間計画に位置付けて実施します。

○教職員は、自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払いながら指導を行います。

○インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒やその保護者に対し、携帯電話利用教室等、必要な啓発活動を行います。また、学級活動や道徳、総合的な学習の時間、技術・家庭科等の授業の中で、情報モラル教育の一層の推進を図ります。

### (2) いじめの早期発見のための取組

○「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題である」という認識を持ち、本校では、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、生徒との信頼関係の構築等に努めます。

○定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を次のように

整えます。

#### <定期的な調査方法>

- ① 生徒対象いじめ等のアンケート調査 年3回（6月、10月、2月）
- ② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による、生徒からの生活や学習に関する相談・面談 年3回（6月、10月、2月）

○生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談窓口（各学年の生徒指導担当及び全体の生徒指導担当）の設置と周知
- ③ 相談箱の活用（校舎内公衆電話脇のボックス、校長先生への手紙を活用）
- ④ いじめ撲滅のための生徒の主体的な活動（スクールバディ）の推進

○学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。

### (3) いじめの早期解決のための対応・措置

○いじめを見た、またはいじめの疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせ対応をします。

○教職員がいじめに係る相談を受けた場合は、すみやかにその事実の有無を確認します。

○相談・通報のあった事案は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し情報の共有と早期解決に努めます。

○いじめがあったことが確認された場合には、学校は、いじめを受けた生徒を守るため、平穏な学校生活を再開できるよう、当該生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。

○いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行います。

○いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるため、必要があると認められるケースは、保護者との相談の上、いじめた生徒に対して、一定期間別室登校等の措置を講じます。

○いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。

○はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることが理解できるよう指導します。

○これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組みます。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告・協議し所轄警察署との相談や学校警察連携制度の活用など、警察と連携して取り組みます。

### (4) いじめの解消

○いじめが解消している状態に至ったと判断した場合でも、いじめを受けた生徒及び、いじめを行った生徒に対して、日常的に注意を払い、再発防止に努めます。

○いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市長又は学校いじめ防止対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### **(5) 家庭との連携**

○生徒がいじめを受けていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談・通報する窓口を周知するための措置を講じます。

○いじめを受けた生徒といじめを行った生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

○家庭での生徒の様子を見つめるために気をつけるポイントを周知する等、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。

○学校や家庭での生徒の様子について情報を共有できるよう、保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

#### **(6) 関係機関との連携**

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。

○インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒やその保護者に対し、携帯電話教室や講演会の設定等必要な情報提供・啓発活動に努めます。

○いじめを受けた生徒や、いじめを行った生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関等の協力を得るための連携を図ります。

#### **(7) 地域との連携**

○保護者や地域住民と学校の抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

○地域で子どもを見守る輪を広げるために、交流や職場体験、ボランティア活動等体験活動や行事等を通して地域の人々とふれあう機会を増やします。

○学校評議員会へも、学校がいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取り組みを進めるよう努めます。

#### **(8) 学校評価における留意事項**

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校の評価に位置付けるように努めます。

### 3. いじめ防止等対策委員会の設置

いじめの防止等の取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、特定の教職員で対処するのではなく、必要に応じて外部専門家の参画も得ながら、学校全体で組織的な対応を行います。

#### 【構成員】

校長・教頭、総括教諭、教育相談コーディネーター、生徒指導担当教員、学年リーダー、養護教諭、スクールカウンセラー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任や部活動の顧問等構成員を追加します。

#### 【開催時期と内容】

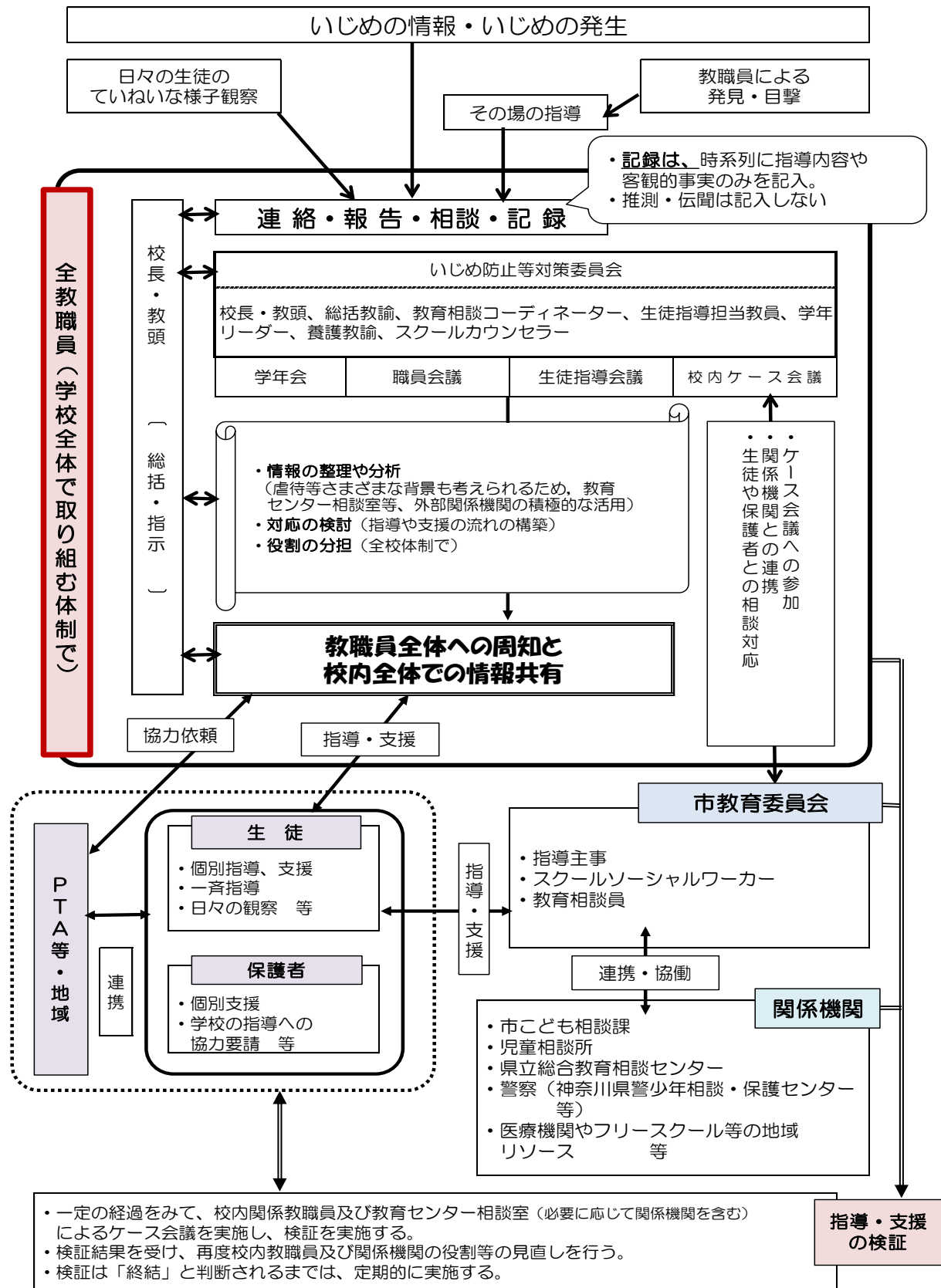
いじめの事案が発生していない時でも、生徒の情報交換やいじめ防止のための事例研究・研修などを月に1回行います。

また、学校いじめ防止基本方針の見直しや、基本方針に基づく取組の年間計画の作成や実施等のほか、次のことを担当します。

- ◇いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ◇生徒や保護者の相談や地域住民等からの通報の窓口
- ◇いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報を収集、記録
- ◇いじめの疑いのある情報があった際の学年会や職員会議等緊急会議の開催
- ◇関係する生徒への事実関係の聴取など、いじめに関連する情報の迅速な収集及び調査
- ◇いじめられた生徒の保護やいじめを行った生徒に対する指導や支援・連携・方針の検討
- ◇いじめを受けた生徒及び行った生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ◇在校生やその保護者に対する情報提供

#### 4. いじめの事案が発生した時の対応

いじめは多くの子どもたちが関係する場合があります。迅速にいじめの状況を把握するためチームで対応し、全教職員が同じ姿勢で指導にあたります。学校全体で支え合う指導体制で進めていきます。





## 5. 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

いじめを受けていた生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、若しくは、いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間（概ね30日。但し、一定期間連続して欠席している場合は、この目安にかかわらず。）欠席を余儀なくされている疑いがある場合を指します。

### (2) 事態への対応

○学校は直ちにいじめに係る重大事態と判断し、速やかに鎌倉市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議し「いじめ調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

○生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査等に当たります。

○調査に当たっては「いじめ防止等対策委員会」の構成員が中心となり進め、事態の収束まで調査を続けます。なお、事案内容により構成員については鎌倉市教育委員会と検討し、校長が任命します。

#### 【構成員】

いじめ防止等対策委員会の構成員に加え、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

○学校は調査内容を、鎌倉市教育委員会へ報告するとともに、必要な対応を協議します。

○学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと判断した場合、鎌倉市教育委員会においての調査を依頼します。

### (3) いじめを受けた生徒及びその保護者への情報提供

○学校は重大事態と判断し、いじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。

○当該情報提供を行うに当たっては、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

○調査結果の説明について、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて報告します。

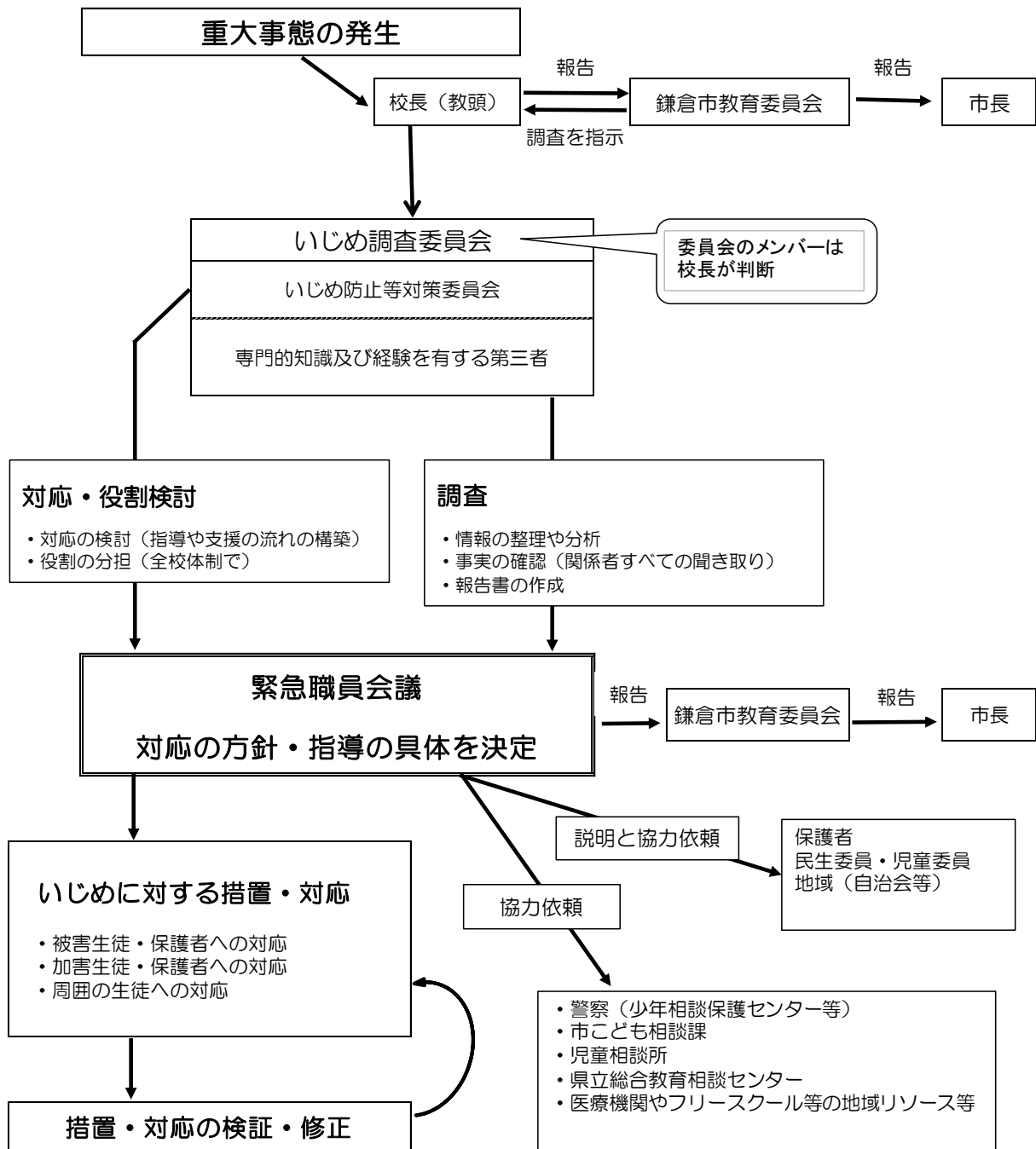
#### (4) 調査結果の報告

- いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は市教育委員会を通じて、総合教育会議の中で市長に報告します。
- いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添えます。

#### (5) 調査結果の公表

- 市教育委員会又は学校は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の生徒への影響などを総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。
- 公表を行う場合は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、公表の方針について事前に説明を行うこととします。

☆重大事態に対するフロー



校長（教頭）は鎌倉市教育委員会へ経過報告・結果報告を行い、必要な事項については協議する。